

広島県告示第九百八十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県芸北地域事務所建設局において、平成二十年十二月二十二日までの間、縦覧に供する。

平成二十年十二月八日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 道路の種類

県道

二 路線名

小河内都志見線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
山県郡北広島町今吉田字高手八五番一地从先から 山県郡北広島町今吉田字高手七六番一地从先まで	一九・八〇	五・五〇 六・八〇	四四・〇〇	四四・〇〇	拡幅